

令和2年4月1日

全国木材市場連盟会長 殿

林野庁 経営企画課長

### 樹木採取権制度ガイドライン等の公表について

平素より、国有林野の管理経営に特段のご理解、ご協力を頂き感謝申し上げます。

さて、森林経営管理制度の要となる林業経営者を育成することを目的とした「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律」が昨年6月に可決・成立し、令和2年4月1日から施行となりました。

これにより、国有林野の一定区域を「樹木採取区」として指定し、その区域において、一定期間・安定的に樹木を採取できる権利である「樹木採取権」を設定することができる、樹木採取権制度がスタートいたしました。

これに合わせ、4月1日付けで

- ① 樹木採取権制度ガイドラインの概要
  - ② 樹木採取権制度ガイドライン
  - ③ 国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等に係る森林管理局長の処分についての審査基準等の標準例
- を発出、公表しておりますのでお知らせいたします。

また、関連通知等についても、順次公表する予定です。

なお、これらの文書については、以下の林野庁 HP 樹木採取権制度のページに掲載されておりますのでご参照ください。

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu\\_rinya/kokumin\\_mori/ryuiki/jyumokusaisyuken.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/ryuiki/jyumokusaisyuken.html)

林野庁 国有林改正法制度検討室

宇山 (e-mail : [yuichi\\_uyama280@maff.go.jp](mailto:yuichi_uyama280@maff.go.jp))

水野 (e-mail : [azusa\\_mizuno490@maff.go.jp](mailto:azusa_mizuno490@maff.go.jp))

電話 : 03-6744-2291 (直通)